

## 王寺町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、王寺町（以下「町」という。）の財政収入の確保及び地元企業活性化を図るため、町の公共物等に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 王寺町広報「王伸」
- (2) 王寺町ホームページ
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

### (広告掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、町民生活に関連したものであって、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (7) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (9) その他広告として掲載することが妥当でないと町長が認めるもの

### (広告の掲載順序)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 私企業のうち公共的性格のあるもので、町内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの
- (4) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めるもの

### (広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する部署（以下「所管部署」という。）が別に基準を定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 町長は、王寺町広報「王伸」等により広告の掲載希望者を公募するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、第4条に該当する者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、王寺町有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告案を添えて、町長に申し込むものとする。この場合において、町長は必要と認める書類を添付させることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 前条に規定する広告掲載の申込み(以下「掲載申込み」という。)があったときは、次条に規定する王寺町広告選定委員会による審査を経て、町長は当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項に規定する広告掲載の可否の決定を行うに当たり、同一広告募集枠に、第4条に規定する掲載の順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。
- 3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を第7条の規定による申込みを行った者に対し、王寺町有料広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 4 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに、掲載しようとする広告の原稿又は広告物を所管部署が定める基準により提出するものとする。

(委員会)

第9条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、王寺町広告選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員長は、総務部長をもって充て、副委員長は、政策推進課長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、総務部長、政策推進課長、住民課長、地域交流課長及び広告に係る部署の課長とする。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員長は会議に付する必要がないと認める事案又は急を要する事案については、回議により過半数の委員の同意をもって委員会の審査に代えることができる。
- 6 委員会の事務局は、総務部政策推進課に置く。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、掲載の決定後町長の指定する期日までに納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、次の各号に掲げる事態に至った場合は、広告の掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告主が掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告主が広告の原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合
- (4) 広告媒体の編集又は発行上支障がある場合

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。